

## 地方消費税交付金の使途について（令和元年度決算分）

平成 26 年 4 月から、消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられました。また、令和元年 10 月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8%から 10%に引き上げられました。

地方消費税率も 2.2%（軽減税率の場合は 1.7%）に引き上げられました。この引き上げられた消費税は地方税法により社会保障等に関する施策に充てるものとされており、白老町においても、全て社会保障財源分として以下の事業の財源として活用されました。

地方消費税交付金の令和元年度決算額は 331,750 千円で、このうち消費税増税に係る増額分は 139,521 千円でした。

在宅老人福祉事業経費（決算額：3,457 千円 うち一般財源分：2,880 千円）

後期高齢者医療制度運営経費（決算額：296,166 千円 うち一般財源分：296,166 千円）

障害者自立支援給付経費（決算額：690,758 千円 うち一般財源分：174,741 千円）